

指名競争入札共通事項  
(建設関連業務委託・物品購入等)

1 指名競争入札に参加できる者の資格要件

指名競争入札に参加できる者は、小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加資格有資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく小山広域保健衛生組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 小山広域保健衛生組合建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。

2 仕様書等の閲覧等

- (1) 仕様書等は、指名通知書に示す仕様書等の閲覧方法により、閲覧に供する。
- (2) 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面により提出すること。  
この場合、指名通知書に示す質問の提出期限までに送付(FAX可)又は持参により提出すること。
- (3) 質問への回答は、指名通知書に示す質問への回答期限に全指名業者に対し書面により行う。

3 現場説明会 行わない。

4 最低制限価格 指名通知書に記載したとおりとする。

5 入札の方法

- (1) 入札書は、指名通知書に示す入札書の提出期間(期限まで)に郵便により提出すること。提出方法については、小山広域保健衛生組合郵便入札実施要領に定めるとおりとする。
- (2) 入札を辞退する場合は、辞退届を送付(FAX可)又は持参により提出すること。辞退届を提出せず、(1)の提出期間までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (3) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、小山広域保健衛生組合財務規則及び小山広域保健衛生組合建設工事執行規則を守ることを要する。

- (4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に規定する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札執行回数は1回とする。1回目の入札で落札者がいない場合は不調とする。
- (9) 参加者が2者に満たないときは、入札を中止することがある。
- (10) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (11) 入札書提出時に、入札内容の印刷を行うこと。

## 6 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
  - ア 入札参加資格の無い者が入札したとき。
  - イ 入札条件に違反したとき。
  - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
  - エ 入札書の記載事項が判読できないとき。
  - オ 入札書の記名押印がないとき又は入札書の金額を訂正したとき。
  - カ 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は納めるべき率に相当する額に満たない金額を入札保証金として納めたとき。
  - キ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ク 入札に際し虚偽又は不正の行為があったとき。
  - ケ 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
  - コ 入札書が提出期間に提出されていないとき。
  - サ アからコに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札を行ったとき。
- (2) (1)のキ又はクに該当する場合には、当該契約に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

## 7 開札の方法

- (1) 開札は、指名通知書に示す開札の日時に及び場所において行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 開札の結果は以下により通知及び公表するものとする。
  - ア 落札者が決定した場合は、速やかに電話等で当該業者に通知するものとする。
  - イ 開札の結果は、組合ホームページに掲載するものとする。ただし、公共安全と秩序維持上秘密にする必要のある場合はこの限りではない。

## 8 同価入札

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

## 9 入札保証金 指名通知書に記載したとおりとする。

### 10 契約保証金 納付する。(指名通知書に免除の記載のある案件を除く)

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### 11 契約書作成の要否 要する。

### 12 契約条項を示す場所等

(1) 契約書及び入札を定めている小山広域保健衛生組合建設工事執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

・小山広域保健衛生組合 政策課 政策係

(2) 入札・契約に関する書類については、小山広域保健衛生組合ホームページからダウンロードができる。

### 13 議会の議決

当該入札に係る契約が、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和58年条例第19号）に規定する、予定価格が1億5千万円（消費税等を含む。）以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格が2千万円（消費税等を含む。）以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いの場合、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、小山広域保健衛生組合議会の議決を経た上で契約を確定する。

なお、小山広域保健衛生組合議会の議決までの間に競争入札に参加できる者の資格要件のいずれかを満たさなくなった場合や、議決を経ることができないときは、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 14 その他

- (1) 小山広域保健衛生組合暴力団排除条例(令和4年条例第1号)第5条を遵守すること。
- (2) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。  
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (3) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
  - ア 下請施行を必要とする場合は、可能な限り小山市、下野市、野木町、上三川町内の業者へ発注するように努めること。
  - イ 業務の実施に際し必要となる物の購入やリースは、可能な限り小山市、下野市、野木町、上三川町内の業者へ発注するように努めること。
- (4) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。